証券コード　3150
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番４号
株　式　会　社　グ　リ　ム　ス
代表取締役社長　田　　中　　政　　臣

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午後１時
２．場　　所　東京都品川区東品川二丁目２番４号
天王洲ファーストタワー３階「会議室Ｃ・Ｄ」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第11期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）のストック・オプションに関する報酬等の額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.gremz.co.jp/)に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善などにより景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、個人消費の伸び悩みや新興国経済の減速など、世界的な景気の下振れ懸念などにより、停滞感を強めつつある状況となっております。

このような経済状況の中、当社グループは、再生可能エネルギーの利用促進や電力の小売全面自由化を見据えて積極的な事業展開を行ってまいりました。エネルギーコストソリューション事業において、電力基本料金削減コンサルティング、ＬＥＤ照明の販売、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売、及び電力料金の削減を目的とした電力の調達改善を行うエネルギーエージェントサービスの新規開拓、スマートハウスプロジェクト事業において、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売、５月にメガソーラーの取得と稼働開始など、創エネルギー、省エネルギー・蓄エネルギーといったエネルギーに関連する様々な商品・サービスを提供してまいりました。インキュベーション事業につきましては順調に販売を伸ばしており、着実に収益性を高めております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、各事業がそれぞれ収益を伸ばしたことにより、売上高は6,739,006千円（前期比9.2％増）となり、会社設立以来の毎期増収を更新しております。営業利益は575,334千円（前期比61.5％増）、経常利益は606,455千円（前期比64.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は399,616千円（前期比106.1％増）となり、いずれも過去最高となっております。

事業別の状況は、以下のとおりです。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、ＬＥＤ照明の販売、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売が好調に推移しているほか、電力基本料金削減コンサルティングによる電子ブレーカー販売、前連結会計年度より開始したエネルギーエージェントサービスの新規開拓についても堅調に推移しております。その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は3,023,815千円（前期比9.8％増）、セグメント利益は700,925千円（前期比26.0％増）となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、主力商材である住宅用太陽光発電システムの販売に加え、前連結会計年度より推進してきた蓄電池の販売をさらに進めるとともに、両商材のセット販売を推進してまいりました。また、５月に完成・取得した群馬県嬬恋村の嬬恋鎌原立野メガソーラー発電所にて売電を開始するなど、積極的な事業展開を行ってまいりました。その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は3,642,818千円（前期比7.5％増）、セグメント利益は262,870千円（前期比17.3％増）となりました。

〔インキュベーション事業〕

インキュベーション事業につきましては、Ｗｅｂサイトを利用した商品販売は毎月順調に受注を伸ばしております。その結果、インキュベーション事業の売上高は72,372千円（前期比130.9％増）、セグメント損失は3,886千円（前期は21,866千円の損失）となりました。

事業区分	売上高	構成比
エネルギーコストソリューション事業	3,023,815千円	44.8％
スマートハウスプロジェクト事業	3,642,818千円	54.1％
インキュベーション事業	72,372千円	1.1％
合計	6,739,006千円	100.0％

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は364,133千円であり、その主なものは、メガソーラー282,663千円、事務所設備等27,339千円、車両15,718千円等の固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金700,000千円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年３月期)	第 9 期 (平成26年３月期)	第 10 期 (平成27年３月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	5,220,647	5,781,912	6,171,982	6,739,006
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	228,728	154,215	193,940	399,616
１株当たり当期純利益（円）	67.16	45.59	53.19	104.65
総　　資　　産(千円)	2,616,459	3,091,306	4,044,531	4,834,223
純　　資　　産(千円)	1,443,133	1,553,919	2,106,123	2,458,182
１株当たり純資産額（円）	423.48	450.01	552.62	639.92

（注）平成25年11月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年３月期)	第 9 期 (平成26年３月期)	第 10 期 (平成27年３月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	460,646	500,361	508,025	514,069
当　期　純　利　益(千円)	47,351	76,957	51,917	116,011
１株当たり当期純利益（円）	13.90	22.72	14.24	30.38
総　　資　　産(千円)	1,821,509	2,143,186	2,564,791	2,947,318
純　　資　　産(千円)	1,245,988	1,283,088	1,706,799	1,775,253
１株当たり純資産額（円）	369.21	374.85	447.84	462.14

（注）平成25年11月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社GRコンサルティング	20,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング
株式会社グリムスソーラー	10,000千円	100.0%	住宅用太陽光発電システム等の販売及び再生可能エネルギー開発事業

（注）１．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社２社を含む４社であります。
２．当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、現在、電力料金削減コンサルティング・ＬＥＤ照明・太陽光発電システム・再生可能エネルギー開発事業といった商品・サービスの販売を中心とした収益構造となっておりますが、今後の継続的成長による企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を重要な経営課題として考えております。

① 人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業者を対象とする電力料金削減に関するコンサルティング、ＬＥＤ照明の販売、エネルギーエージェントサービスの新規開拓、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システム等の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

電力料金削減に関するコンサルティングにおいては、ＣＴＩシステムの効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客応対スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、店舗販売と催事を活用した販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

② 法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じ説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

③　内部統制システムの強化

当社グループは、平成19年３月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関しての決議を行っておりますが、当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。当社グループにおきましては、監査役監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
エネルギーコストソリューション事業	法人向け電力料金削減のコンサルティング及びＬＥＤ照明等省エネ設備の販売
スマートハウスプロジェクト事業	住宅用太陽光発電システム、ＨＥＭＳ、蓄電池などのエネルギー関連商品を販売する事業及び再生可能エネルギー開発事業
インキュベーション事業	Ｗｅｂサイトを利用した商品販売

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

当　　社	本社：東京都品川区
株式会社グリムスソーラー	本社：東京都品川区
株式会社ＧＲコンサルティング	本社：東京都品川区
	新宿営業所：東京都新宿区
	大阪営業部：大阪府大阪市浪速区
	名古屋営業部：愛知県名古屋市中区
株式会社グリムスパワー	本社：東京都品川区
株式会社グリムスベンチャーズ	本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギーコストソリューション事業	160名	16名減
スマートハウスプロジェクト事業	75名	4名減
インキュベーション事業	2名	1名増
事業区分計	237名	19名減
全社（共通）	20名	3名減
合計	257名	22名減

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	3名減	37.1歳	5.0年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	479,156
株式会社日本政策金融公庫	366,230
株式会社三井住友銀行	314,770
株式会社商工組合中央金庫	223,800
日本生命保険相互会社	41,690
株式会社りそな銀行	33,360

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成28年２月16日付で、当社の連結子会社である旧株式会社ＧＦライテックの商号を株式会社グリムスパワーに変更いたしました。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,881,800株

(3) 株主数　1,486名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中政臣	2,002,000株	52.12%
株式会社エナリス	388,200株	10.11%
那須慎一	169,000株	4.40%
石垣康治	149,000株	3.88%
三浦幹之	36,800株	0.96%
グリムス従業員持株会	36,000株	0.94%
株式会社ＳＢＩ証券	32,200株	0.84%
尾崎成彦	29,600株	0.77%
古園敦	26,000株	0.68%
日本証券金融株式会社	23,100株	0.60%

（注）１．当社は自己株式を40,422株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

平成19年７月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第７回）

・新株予約権の数
110個（新株予約権１個につき200株）

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　22,000株

・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しないものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　80,000円（１株当たり400円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額全額とする。

・新株予約権を行使することができる期間
平成21年８月10日から平成29年７月24日まで

・新株予約権行使の条件
イ．権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
ロ．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」の定めによるものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の株	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	110個	22,000株	１人

（注）１．上記の新株予約権は、平成19年７月24日開催の臨時株主総会決議に基づく発行であります。
２．平成20年７月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。記載内容は調整後の株式数を記載しています。
３．平成26年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。記載内容は調整後の株式数を記載しています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田　中　政　臣	株式会社グリムスベンチャーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	那　須　慎　一	株式会社グリムスソーラー取締役 株式会社グリムスベンチャーズ取締役
取　締　役	三　浦　幹　之	株式会社ＧＲコンサルティング 代表取締役社長 株式会社グリムスパワー 代表取締役社長 株式会社グリムスベンチャーズ取締役
取　締　役	善　村　賢　治	株式会社グリムスベンチャーズ取締役
取　締　役	硲　　光　司	株式会社ニレコ取締役
常勤監査役	手　塚　博　水	株式会社グリムスソーラー監査役 株式会社ＧＲコンサルティング監査役 株式会社グリムスベンチャーズ監査役
監　査　役	西　本　昌　道	
監　査　役	石　垣　康　治	

（注）１．取締役硲光司氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役手塚博水氏及び監査役西本昌道氏は社外監査役であります。
３．当社は、監査役西本昌道氏を、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小　野　裕　章	平成27年６月30日	辞　任	取締役

（注）取締役小野氏の辞任理由は一身上の都合によるものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役硲光司氏及び社外監査役西本昌道氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円もしくは法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支給額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1名)	77,070 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	13,560 (11,160)
合計 （うち社外役員）	9名 (3名)	90,630 (13,560)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．支給人員には辞任により退任した取締役１名を含めております。
３．取締役の報酬限度額は、平成22年６月25日開催の第５回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されております。
４．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第２回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況及び会社と当該他の法人等との関係

取締役硲光司氏は、株式会社ニレコ取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ニレコとの間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び会社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④ 事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役硲　　光　司	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役手塚博水	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役西本昌道	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、経営者としての経験を生かした発言を行なっております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１号各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。

② 内部監査規程に基づき、内部監査室は人事総務部と共同してコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告する。

人事総務部は、法令上疑義のある行為等について使用人等が内部通報を行う場合の窓口となる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程や文書管理規程に基づき、人事総務部は取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、人事総務部、経営企画部及び業務管理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグリムスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経営企画部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

② 監査役は、取締役及び使用人が定時もしくは臨時に監査役へ報告すべき事項を定める。

③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。

④ 監査役会への報告は常勤監査役への報告をもって行う。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 監査役からの求めがある場合、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会・執行会議・その他監査役が重要と認める会議に出席する。

② 監査役は、決裁書・社内情報システム・その他監査役が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。

③ 監査役は、毎月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

〇業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記「業務の適正を確保するための体制」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度においての運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会における決議事項

当社は「取締役会規程」に規定する「付議基準」に則り、取締役会への付議、報告を行っており、当事業年度においては年度予算、月次決算、規程類制定・改廃、適時開示書類、資金調達、子会社への貸付等の決議を行っております。

(2) コンプライアンスについて

当社は、企業行動指針・規範や各種の規程類の制定・改廃を通じて、法令・定款への適合を確保するとともに、内部監査室による監査を実施し、取締役及び監査役への報告をしております。また、内部公益通報者を保護する観点から窓口を人事総務部に設置しております。

(3) リスクマネジメントについて

当社は、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを識別、分析、評価し、定期的に見直しを実施し、対応策の実施状況を検証しております。

(4) 子会社経営管理について

当社の取締役会へは各子会社社長も出席しており、子会社の経営管理体制を整備し、統括しております。各子会社の事業運営状況については、取締役会及び執行会議に報告が行われております。また、内部監査室は監査計画に則り各子会社の内部監査を実施しております。

(5) 取締役の職務執行について

当社は、原則毎月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決議するとともに、業務執行に関する報告を行い、取締役の職務執行に関する監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に則り、効率的な職務執行が行われるよう「役員部長連絡会」において周知徹底を行っております。

(6) 監査役の職務執行について

監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は「執行会議」及び「役員部長連絡会」その他重要な会議への出席を通じて、必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに決裁書等の業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど健全な経営体制と効率的な運用を図るため助言を行っております。また、監査役は代表取締役、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努めております。

(7) 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価について

当社は、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を定め、評価を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,624,416**	**流動負債**	**1,332,668**
現金及び預金	2,758,071	買掛金	351,948
売掛金	384,437	１年内返済予定の長期借入金	474,096
商品	343,439	未払金	209,738
貯蔵品	137	未払法人税等	172,820
前払費用	46,403	未払消費税等	38,744
繰延税金資産	60,343	預り金	57,278
その他	31,584	その他	28,041
固定資産	**1,208,921**	**固定負債**	**1,043,371**
有形固定資産	**855,724**	長期借入金	1,005,910
建物	92,614	資産除去債務	32,696
機械及び装置	545,048	その他	4,765
車両運搬具	19,983	**負債合計**	**2,376,040**
工具、器具及び備品	66,979	**純資産の部**	
土地	119,149	**株主資本**	**2,458,182**
建設仮勘定	11,947	**資本金**	**599,249**
無形固定資産	**23,830**	**資本剰余金**	**337,862**
商標権	468	**利益剰余金**	**1,537,313**
ソフトウエア	23,362	**自己株式**	**△16,242**
投資その他の資産	**329,366**	**純資産合計**	**2,458,182**
投資有価証券	151,129		
敷金及び保証金	148,051		
繰延税金資産	1,328		
その他	28,857		
繰延資産	**885**		
株式交付費	885		
資産合計	**4,834,223**	**負債純資産合計**	**4,834,223**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,739,006**
売上原価		**3,505,864**
売上総利益		**3,233,141**
販売費及び一般管理費		2,657,807
営業利益		**575,334**
営業外収益		
受取利息	391	
受取配当金	4,100	
受取手数料	33,329	
その他	2,686	40,508
営業外費用		
支払利息	7,237	
租税公課	852	
その他	1,296	9,386
経常利益		**606,455**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	82,304	82,304
特別損失		
固定資産除却損	6,681	
固定資産売却損	580	
投資有価証券評価損	28,080	
店舗閉鎖損失	3,853	
減損損失	17,249	56,445
税金等調整前当期純利益		**632,315**
法人税、住民税及び事業税	253,216	
法人税等調整額	△20,518	232,698
当期純利益		**399,616**
親会社株主に帰属する当期純利益		**399,616**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成27年４月１日　残高	599,249	337,862	1,197,395	△28,382	2,106,123	2,106,123
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	△57,167	－	△57,167	△57,167
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	399,616	－	399,616	399,616
自己株式の処分	－	－	△2,530	12,140	9,610	9,610
連結会計年度中の変動額合計	－	－	339,918	12,140	352,058	352,058
平成28年３月31日　残高	599,249	337,862	1,537,313	△16,242	2,458,182	2,458,182

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	４社
・連結子会社の名称	株式会社グリムスソーラー 株式会社ＧＲコンサルティング 株式会社グリムスパワー 株式会社グリムスベンチャーズ

株式会社グリムスパワーは、当連結会計年度において、株式会社ＧＦライテックより社名変更いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券 時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品	移動平均法による原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産	定額法
ロ．無形固定資産	定額法 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費	３年間で均等償却

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

２．会計方針の変更に関する注記事項

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

機械及び装置	481,077千円
土地	119,149千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	24,480千円
長期借入金	293,080千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　150,268千円

４．連結損益計算書に関する注記

(1)　期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸評価損60,892千円が、売上原価に含まれております。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の営業店舗資産について減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	茨城県他	建物、工具、器具及び備品

当社は、主として地域毎に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において閉店の意思決定を行った上記店舗について、従前の資産グループから切り離した上で、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(17,249千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	16,937千円
工具、器具及び備品	312千円
計	17,249千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,881,800株	-株	－株	3,881,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	70,622株	-株	30,200株	40,422株

(注)自己株式の減少は、新株予約権の行使にともなう自己株式の処分による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	57,167	15	平成27年３月31日	平成27年６月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,620	15	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(4) 当連結会計年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 32,000株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じて主に銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,758,071	2,758,071	－
(2) 売掛金	384,437	384,437	－
(3) 敷金及び保証金	148,051	140,292	△7,758
資産計	3,290,560	3,282,801	△7,758
(1) 買掛金	351,948	351,948	－
(2) 未払金	209,738	209,738	－
(3) 未払法人税等	172,820	172,820	－
(4) 未払消費税等	38,744	38,744	－
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,480,006	1,481,059	1,053
負債計	2,253,258	2,254,312	1,053

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金
事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、及び(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(１年内返済予定を含む。)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	277,940	261,940	181,790	89,080	195,160

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（連結貸借対照表計上額151,129千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められているため、(2) 金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

３．１年内返済予定の長期借入金は、(5) 長期借入金に含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　639円92銭

(2) １株当たり当期純利益　104円65銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,818,096**	**流動負債**	**523,343**
現金及び預金	1,468,320	１年内返済予定の長期借入金	415,656
前払費用	13,498	未払金	66,976
未収入金	328,834	未払費用	8,205
繰延税金資産	7,320	未払法人税等	31,214
その他	123	預り金	1,290
固定資産	**1,128,336**	**固定負債**	**648,721**
有形固定資産	**92,080**	長期借入金	607,120
建物	52,445	預り保証金	29,077
車両運搬具	1,093	資産除去債務	11,668
工具、器具及び備品	29,401	繰延税金負債	855
建設仮勘定	9,139	**負債合計**	**1,172,064**
無形固定資産	**11,889**	**純資産の部**	
ソフトウエア	11,889	**株主資本**	**1,775,253**
投資その他の資産	**1,024,366**	**資本金**	**599,249**
投資有価証券	151,129	**資本剰余金**	**337,862**
関係会社株式	810,626	資本準備金	337,862
出資金	10	**利益剰余金**	**854,384**
長期貸付金	60,000	その他利益剰余金	854,384
長期前払費用	274	繰越利益剰余金	854,384
敷金及び保証金	37,511	**自己株式**	**△16,242**
その他	10,814	**純資産合計**	**1,775,253**
貸倒引当金	△36,000		
投資損失引当金	△10,000		
繰延資産	**885**		
株式交付費	885		
資産合計	**2,947,318**	**負債純資産合計**	**2,947,318**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**514,069**
売上原価		**－**
売上総利益		**514,069**
販売費及び一般管理費		384,576
営業利益		**129,493**
営業外収益		
受取利息	1,458	
受取配当金	4,100	
賃貸収入	57,977	
その他	816	64,352
営業外費用		
支払利息	5,383	
賃貸原価	57,977	
株式交付費償却	783	
その他	298	64,441
経常利益		**129,404**
特別利益		
投資有価証券売却益	82,304	82,304
特別損失		
投資有価証券評価損	28,080	
貸倒引当金繰入額	8,200	36,280
税引前当期純利益		**175,428**
法人税、住民税及び事業税	61,354	
法人税等調整額	△1,937	59,417
当期純利益		**116,011**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成27年４月１日残高	599,249	337,862	337,862	798,071	798,071	△28,382	1,706,799	1,706,799
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	△57,167	△57,167	－	△57,167	△57,167
当期純利益	－	－	－	116,011	116,011	－	116,011	116,011
自己株式の処分	－	－	－	△2,530	△2,530	12,140	9,610	9,610
事業年度中の変動額合計	－	－	－	56,313	56,313	12,140	68,454	68,454
平成28年３月31日残高	599,249	337,862	337,862	854,384	854,384	△16,242	1,775,253	1,775,253

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定額法

②　無形固定資産　　定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産処理方法

株式交付費　　３年間で均等償却

(4) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　投資損失引当金　　関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　51,655千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	328,627千円
長期金銭債権	60,000千円
短期金銭債務	24,310千円
長期金銭債務	29,077千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っています。

株式会社グリムスソーラー　　457,230千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	514,069千円
営業取引以外の取引高	59,305千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	70,622株	－株	30,200株	40,422株

(注)自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,937千円
未払家賃	2,532千円
貸倒引当金	11,109千円
投資有価証券評価損	8,598千円
投資損失引当金	3,062千円
資産除去債務	3,572千円
その他	850千円
繰延税金資産小計	33,663千円
評価性引当額	△24,806千円
繰延税金資産合計	8,856千円
繰延税金負債	
建物（資産除去債務）	△2,392千円
繰延税金負債合計	△2,392千円
繰延税金資産の純額	6,464千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社グリムスソーラー	所有直接100%	経営指導役員の兼任	経営指導料等の受取	132,923	未収入金	80,424
				転貸家賃等の受取	16,758	未収入金	9,290
				資金の貸付	300,000	－	－
				債務保証（注１）	457,230	－	－
子会社	株式会社ＧＲコンサルティング	所有直接100%	経営指導役員の兼任	経営指導料等の受取	327,611	未収入金	160,798
				経費の立替	92,346	未収入金	29,530
				転貸家賃等の受取	40,873	未収入金	22,412
子会社	株式会社グリムスベンチャーズ	所有直接100%	経営指導役員の兼任	資金の貸付（注２）	60,000	長期貸付金	60,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

１．債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

２．上記以外に株式会社グリムスベンチャーズの株式を対象とした投資損失引当金10,000千円及び同社に対する貸付金を対象とした貸倒引当金36,000千円（当事業年度における貸倒引当金繰入額8,200千円）を計上しております。

３．上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

４．各取引については、市場価格や双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、一般的取引条件を勘案して決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　462円14銭

(2) １株当たり当期純利益　30円38銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月27日

株式会社グリムス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若尾　慎一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木下　洋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グリムスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月27日

株式会社グリムス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若尾　慎一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木下　洋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グリムスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月27日

株式会社グリムス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	手　塚　博　水	㊞
社外監査役	西　本　昌　道	㊞
監　査　役	石　垣　康　治	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

第11期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元策の一環として、配当を実施するという方針のもと、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円　総額57,620,670円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第23条第2項を変更案第24条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、変更案第14条を新設するものです。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正及び不要な条文の削除等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線部分は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条　当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　　除） ３．会計監査人
第５条～第６条（条文省略）	第５条～第６条（現行どおり）
（株式の割当を受ける権利等の決定） 第７条　当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第８条～第14条（条文省略）	第７条～第13条（現行どおり）
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
	第14条　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条～第16条（条文省略）	第15条～第16条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第17条　当社に取締役10名以内を置く。	第17条　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。
	②　当社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。
（新　　設）	

現　行　定　款	変　　更　　案
（選任） 第18条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選任） 第18条　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
（任期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	（削　　除）
（新　　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第20条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第20条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役若干名を選定する。
②　取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	②　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会）	（取締役会）
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
②　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	②　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	③　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
④　（条文省略）	④　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第22条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。
（取締役の責任免除） 第23条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第24条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
②　当社は、会社法第427条第１項の規定により社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	②　当社は、会社法第427条第１項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
（員数）	（削　　除）
第24条　当社に監査役３名以内を置く。	
（選任）	（削　　除）
第25条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（任期）	（削　　除）
第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	
②　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤監査役） 第27条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削　　除）
（監査役会） 第28条　当社は、監査役会を置く。 ②　監査役会の議長は、監査役会の決議によりあらかじめ定めた常勤監査役がこれにあたる。 ③　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ④　監査役会の運営はその他に関する事項については、監査役会規程による。	（削　　除）
（報酬等） 第29条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削　　除）
（監査役の責任免除） 第30条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
②　当社は、会社法第427条第１項の規定により社外監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会） 第25条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　計算 第31条～第34条（条文省略） （新　　設）	第６章　計算 第26条～第29条（条文省略） 附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下､本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	田中政臣（たなかまさおみ） (昭和53年10月21日)	平成11年10月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 平成15年４月　株式会社テレウェイヴリンクス（現：株式会社アイフラッグ）取締役就任 平成16年６月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）取締役就任 平成17年７月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月　株式会社グリムスベンチャーズ代表取締役社長就任（現任）	2,002,000株
2	那須慎一（なすしんいち） (昭和50年11月23日)	平成11年10月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 平成15年10月　株式会社アントレプレナー入社 平成16年11月　同社取締役就任 平成18年７月　当社取締役就任 平成19年４月　当社常務取締役就任　営業本部長 平成23年４月　当社常務取締役就任 株式会社グリムスソーラー代表取締役社長就任 株式会社ＧＲコンサルティング代表取締役社長就任 平成24年12月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）代表取締役社長就任 平成25年６月　当社代表取締役副社長就任(現任) 平成25年11月　株式会社グリムスベンチャーズ取締役就任（現任） 平成27年10月　株式会社グリムスソーラー取締役就任（現任）	169,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	みうらもとゆき 三浦幹之 （昭和49年４月19日）	平成７年４月　キャンシステム株式会社入社 平成９年９月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 平成10年４月　工事ドットネット株式会社（現：株式会社アントレプレナー）入社 平成17年７月　当社監査役就任 平成17年８月　当社業務部長 平成19年４月　当社営業本部副本部長 平成21年６月　当社取締役就任（現任） 平成24年４月　株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社ＧＲコンサルティング取締役就任 平成24年12月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）取締役就任 平成25年４月　株式会社ＧＲコンサルティング代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月　株式会社グリムスベンチャーズ取締役就任（現任） 平成28年２月　株式会社グリムスパワー代表取締役社長就任（現任）	36,800株
4	ぜんむらけんじ 善村賢治 （昭和34年２月24日）	昭和57年３月　アコム株式会社入社 平成10年２月　株式会社キッド入社 平成11年４月　同社取締役就任 平成12年11月　株式会社サクセス取締役就任 平成16年８月　同社常務取締役就任 平成17年11月　株式会社ジー・モード入社 管理本部長 平成18年６月　同社取締役就任 平成19年１月　同社取締役経営企画室長 平成20年４月　同社取締役管理本部長 平成22年３月　株式会社アプリックス（現：アプリックスＩＰホールディングス株式会社）取締役就任 平成24年10月　当社入社　管理統括部長 平成25年６月　当社取締役就任（現任） 平成25年11月　株式会社グリムスベンチャーズ取締役就任（現任） 平成27年６月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）取締役就任	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	かとうこうすけ 加藤孝介 （昭和54年７月23日）	平成15年４月　株式会社テレウェイヴリンクス（現：株式会社アイフラッグ）入社 平成17年９月　当社入社 平成23年４月　株式会社グリムスソーラー取締役就任 平成25年４月　同社代表取締役社長就任（現任）	15,000株
6	いしがきやすじ 石垣康治 （昭和47年10月１日）	平成７年４月　株式会社伊藤園入社 平成12年５月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 平成15年４月　工事ドットネット株式会社（現：株式会社アントレプレナー）入社 平成17年７月　当社取締役就任 平成19年４月　当社管理本部副本部長 平成25年６月　当社監査役就任（現任）	149,000株

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者田中政臣氏は、当社の経営を支配する者であります。

３．加藤孝介氏は、新任の取締役候補者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	手塚博水（てづかひろみず） （昭和31年11月25日）	昭和56年４月　株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 昭和60年10月　通商産業省（現：経済産業省）出向 平成元年10月　株式会社日本総合研究所出向 平成15年７月　朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）企業公開部出向 平成16年４月　ＳＭＢＣフレンド証券株式会社出向 平成18年６月　当社顧問就任 平成18年６月　当社常勤監査役就任（現任） 平成23年４月　株式会社グリムスソーラー監査役就任（現任） 株式会社ＧＲコンサルティング監査役就任（現任） 平成24年12月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）監査役就任 平成25年11月　株式会社グリムスベンチャーズ監査役就任（現任）	13,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	にしもと まさみち 西本昌道 （昭和14年３月29日）	昭和39年４月　鐘淵紡績株式会社（現：トリニティ・インベストメント株式会社）入社 昭和39年10月　日本専売公社（現：日本たばこ産業株式会社）入社 平成３年６月　同社取締役就任　医薬事業部長 平成５年６月　同社常務取締役就任　医薬事業担当兼医薬研究所長 平成８年６月　同社専務取締役就任　医薬事業担当 平成９年６月　有機合成薬品工業株式会社専務取締役就任 平成11年６月　同社代表取締役就任 平成19年６月　同社取締役会長就任 平成20年６月　同社相談役就任 平成21年６月　当社監査役就任（現任）	ー株
3	ふくしま たいぞう 福島泰三 （昭和45年６月３日）	平成８年10月　太田昭和監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入所 平成15年１月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 平成27年11月　阿久津・福島会計事務所設立	ー株

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．手塚博水氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、金融機関等での豊富な実務経験と豊富な知識をもって、客観的立場から当社の経営を監督することが期待出来るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって10年となります。
３．西本昌道氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な知識と実務経験をもって、客観的立場から当社の経営を監督することが期待出来るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって７年となります。
４．福島泰三氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として適切な助言を期待出来るものと判断したため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は新任の取締役候補者であります。
５．当社は、西本昌道氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。第２号議案「定款一部変更の件」及び手塚博水氏、西本昌道氏の選任が原案どおり承認された場合には、両氏との間の同内容の契約を締結する予定であります。また、第２号議案「定款一部変更の件」及び福島泰三氏の選任が原案どおり承認された場合には、同氏との間で上記と同内容の契約を締結する予定であります。
６．当社は、西本昌道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、改めて独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。また、福島泰三氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成22年６月25日開催の第５回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役は６名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）のストック・オプションに関する報酬等の額決定の件

当社は、平成18年６月20日開催の第１回定時株主総会において、当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、取締役のストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額を年額1,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」でご承認いただく報酬等の額とは別枠で、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対するストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役の報酬等の額を年額1,000万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）は６名となります。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

ストック・オプションとして当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して発行する新株予約権の内容は次のとおりといたします。

１．発行する新株予約権の数

100個を１年間の上限とする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式数１株。ただし、下記２．に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権１個あたりの目的となる株式数についても同様の調整を行う。）

２．新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式　　100株を１年間の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果

１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

３．　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記１．に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

４．　新株予約権の行使期間

平成30年６月29日から平成38年６月28日までの範囲で、取締役会で決定する。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

５．　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、その結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

７．　新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。

(2) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

８．　新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が上記７．の新株予約権の行使条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得すること

ができる。

(3) その他取締役会が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めたときには、当社取締役会が別途決定する日において、その新株予約権を無償で取得することができる。

９． 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記４． に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記４．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記５．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記８．に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

募集新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。

12. 新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図



会　場　東京都品川区東品川二丁目２番４号
　　天王洲ファーストタワー３階「会議室Ｃ・Ｄ」
　　電話　（０３）５７６９－３５００
最寄駅　東京モノレール「天王洲アイル駅」中央口徒歩２分
　　りんかい線「天王洲アイル駅」Ｂ出口徒歩５分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。